

福井県条例第 号

福井県議会の議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例（案）

福井県議会の議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成二十九年福井県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（掲載文の申請） 第三条（略） 2 候補者は、その責任を自覚し、前項の掲載文には、他人もしくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ、もしくは善良な風俗を害し、または特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選挙公報としての品位を損なう事項を記載し、または記録してはならない。</p>	<p>（掲載文の申請） 第三条（略） 2 候補者は、その責任を自覚し、前項の掲載文には、他人もしくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ、もしくは善良な風俗を害し、または特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選挙公報としての品位を損なう事項を記載してはならない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

公職選挙法の一部改正に伴い、所要の規定を整備する必要がありますので、この案を提出する。